

令和元年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

川崎市市民ミュージアムについて

資料 市民ミュージアム 台風第19号による浸水への対応について

参考資料1 台風第19号の影響による市民ミュージアムの休館について（10月13日）

参考資料2 台風19号による浸水に関する市民ミュージアムの状況について（10月18日）

参考資料3 台風第19号被災美術品及び文化財の救援に係る支援について（依頼）

（10月23日）

参考資料4 文化庁報道発表資料（10月25日）

市 民 文 化 局

（令和元年10月31日）

令和元年 10 月 13 日

川崎市議会議員各位

市 民 文 化 局 長

台風第 19 号の影響による市民ミュージアムの休館について

川崎市市民ミュージアムは、台風第 19 号により、施設の一部が水没し、それに伴い設備等が損傷したため、当面の間休館させていただきますので、お知らせいたします。

1 休館期間

施設、設備等が復旧するまでの当面の間

2 被害の概要

- (1) 屋外駐車場から、地階部分に雨水が大量に入り込んだことにより、諸室（機械室、電気室、発電機室等）が水没しました。

そのため、現在のところ、館内の電気設備や空調が使用不能となっています。

なお、収蔵庫も地階にありますが、気密性の高い構造のため、排水作業が完了後、内部の調査を行う予定です。

- (2) 外壁の一部剥離

逍遥展示空間側上部の外壁の一部が剥がれており、落下の危険性があります。

3 本市の対応

10 月 13 日（日）午前からポンプ車による排水を開始していますが、排水の完了には数日間かかる見込みです。

排水完了後、設備点検を実施した上で、復旧の見通しを検討する予定です。

外壁の剥離への対応については、復旧に向けて調整を行っています。その間の安全確保策として、周辺一帯に立入禁止区域を設けています。

川崎市市民文化局市民文化振興室

担当 永石

電話 044-200-2294（直通）

令和元年10月18日

川崎市議会議員各位

市民文化局長

台風19号による浸水に関する市民ミュージアムの状況について

川崎市市民ミュージアムは、台風19号により、施設の一部が水没し、それに伴い設備等が損傷しました。

18日（金）昼前から順次、水の引いた地下収蔵庫の扉を開け、各庫内の様子を確認したところ、内部の物が散乱している状況です。

今後、より詳細な調査を進め、被災した収蔵品については、国等の支援をいただきながら、対応してまいります。

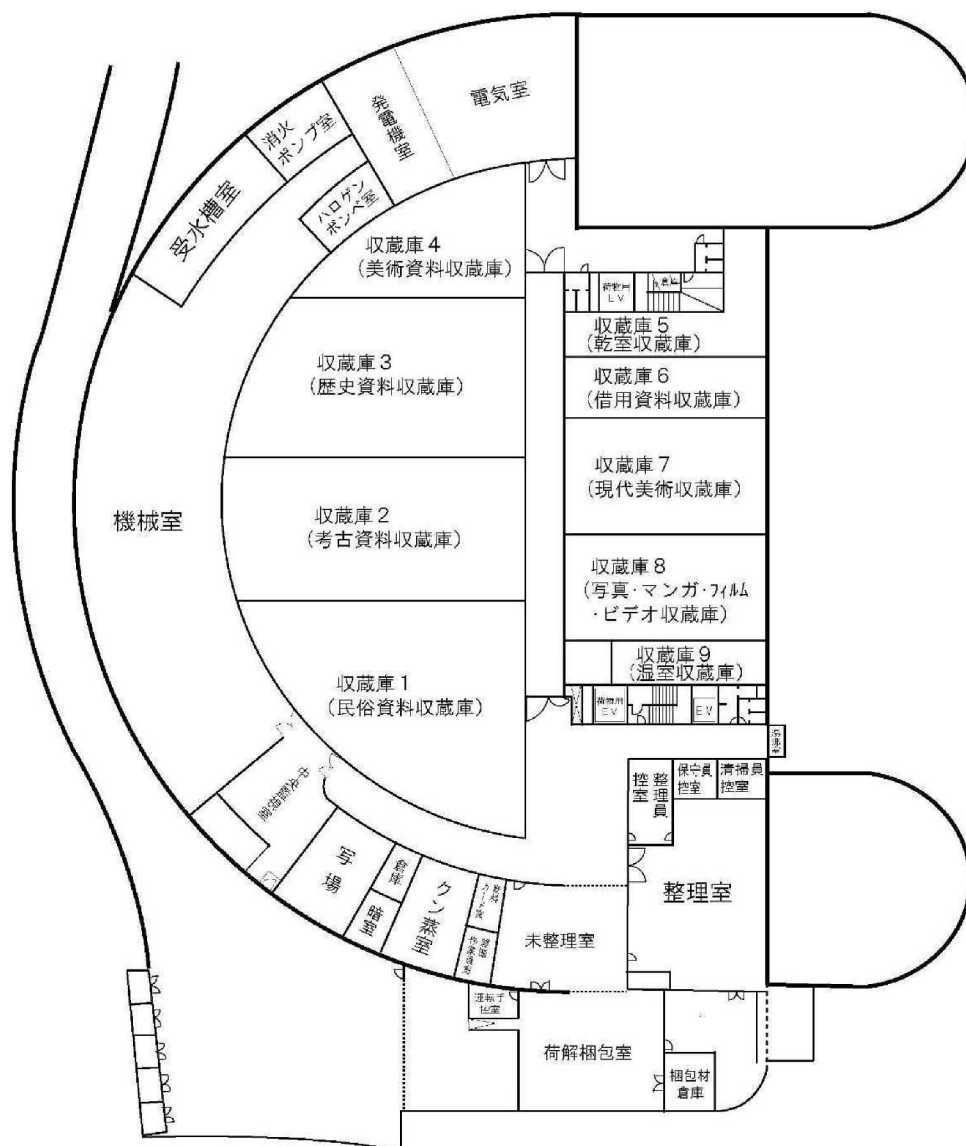
なお、電気設備が不能なため、館内全ての照明が止まり、浸水した場所も、収蔵品を含め様々な物が散乱しており、館のセキュリティーの面からも、館内の立ち入りは御遠慮いただいておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

川崎市市民文化局市民文化振興室

担当 永石

電話 044-200-2294（直通）

市民ミュージアム 地階 平面図

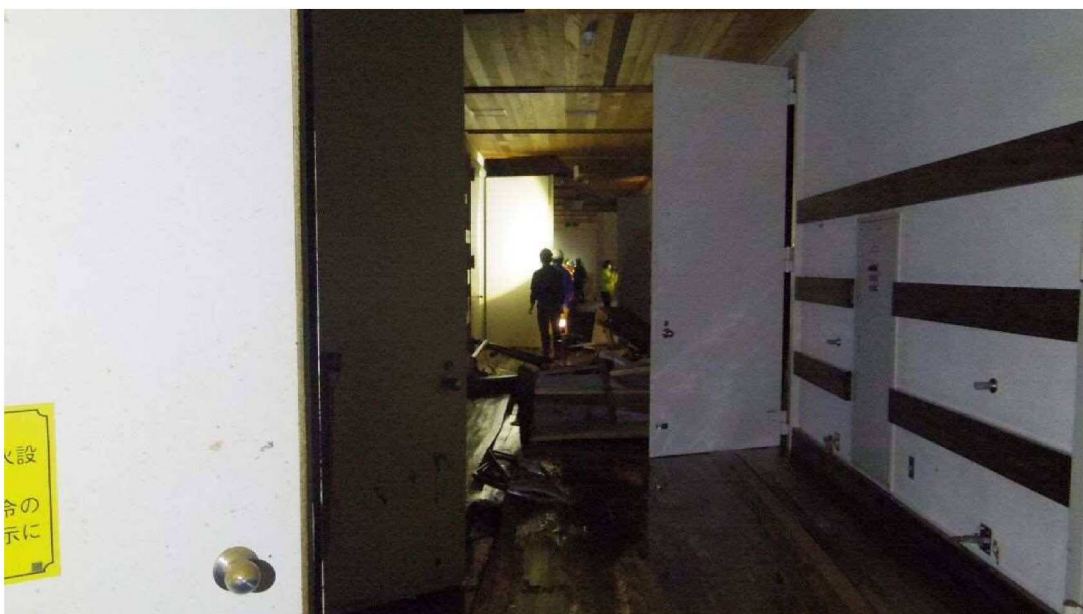


市民ミュージアムの地階の状況写真

●整理室扉



●収蔵庫通路



●収蔵庫 2 の様子



●収蔵庫 3 の扉

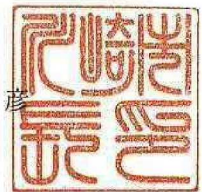


31 川市文第467号

令和元年10月23日

文化庁次長 中岡 司 様

川崎市長 福田 紀 彦



台風第19号被災美術作品及び文化財の救援に係る支援について（依頼）

本市では、この度の台風第19号により川崎市市民ミュージアム（川崎市中原区等々力1-2）で多数の美術作品及び文化財（以下、「美術品等」という。）に被害が生じたことを受け、状況の調査を進めてきましたが、被災した美術作品等は広範多岐にわたることから、被災調査等のための専門家を早急に派遣いただくなど、被災した美術作品等の調査や復旧に向けた技術的支援等についての支援を賜りたく、貴庁の御協力をお願いいたします。

（市民文化局市民文化振興室担当 044-200-2294）
（教育委員会事務局生涯学習部文化財課担当 044-200-3315）

報道発表



令和元年 10 月 25 日

台風 19 号で被災した川崎市市民ミュージアムへの支援について

台風 19 号で被災した同館の所蔵品にかかる、川崎市が行う救出・保存等活動について、文化庁は文化財等災害対策委員会（別紙参照）の手続きを経て、10 月 24 日付けで独立行政法人国立文化財機構へ技術的支援の協力要請を行いました。

今後、国立文化財機構が持つ関係団体の広範なネットワーク（※）を活かし、文化庁と国立文化財機構が連携し、同館の所蔵品の応急措置や施設での一時保管などの救出活動への技術的な支援を、川崎市に対して行ってまいります。

○ 経緯

- 10 月 23 日 川崎市から文化庁へ救援等にかかる技術的支援の要請
- 10 月 24 日 文化庁文化財等災害対策委員会により、同館へ技術的支援を実施決定
- 10 月 24 日 文化庁から国立文化財機構へ技術的支援の協力依頼

※ 国立文化財機構が推進する文化遺産防災ネットワーク

非常災害時における文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための体制を構築するため、広く国内の博物館・美術館・図書館・文書館等で組織される団体や、地域史料ネットワーク、各種学会等の 24 団体の参画を得て、構成される会議を運営している。

<担当> 文化庁文化資源活用課

文化財調査官 宇田川 滋正（内線 4766）

文化財調査官 森 井 順 之（内線 4766）

活用連携計画官 中 田 尚 樹（内線 2869）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2415（直通）

参考資料 1

元文庁第 1 0 5 6 号
令和元年 1 0 月 2 4 日

独立行政法人国立文化財機構
理事長 松 村 恵 司 殿

文 化 庁 審 議 官
(文化財等災害対策委員会 委員長)
杉 浦 久 弘

台風 19 号による川崎市市民ミュージアムの被災美術作品及び
文化財の救援に係る技術的支援について（依頼）

この度の台風 19 号による川崎市市民ミュージアムの被災に関し、川崎市長から別添のとおり令和元年 10 月 23 日付け 31 川市文第 467 号にて、被災した所蔵品の救出等にかかる調査や技術的支援等の要請がありました。

本ミュージアムの所蔵品は多数にのぼるとともに、所蔵品に係る分野が複数にまたがるため、救出等にあたっては外部の専門家の協力が不可欠です。

ついては、本趣旨を御理解いただき、関係団体とも連携しつつ、被災した所蔵品の救出等にかかる専門的知見について、御支援・御協力をいただきますようお願いします。

(本件照会先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文化庁文化資源活用課

電話（代表）03-5253-4111

文化財調査官 宇田川（内線）4766

文化財調査官 森井（内線）4766

活用連携計画官 中田（内線）2869

川崎市市民ミュージアムについて

1. 概要

- ・所在地 川崎市中原区等々力 2-2
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
- ・規模 地下一階、地上三階建
- ・開館 1988 年 11 月

2. 収蔵品

総点数 約 259,800 点（平成 30 年 3 月 31 日）

考古	約 72,000 件 ※
歴史	約 29,350 件 ※
民俗	約 21,200 点
美術文芸	約 11,500 点
グラフィック	約 10,000 点
写真	約 20,250 点
漫画	約 64,000 件 ※
映画	約 12,500 点
ビデオ	約 19,000 点

※数表記の分野は、今後の調査研究により増加します。

3. 現在の被害状況

(1) 施設の被害

地階部分に雨水が大量に入り込んだことにより、諸室（機械室、電気室、発電機室等）が水没し、館内の電気設備や空調が使用不能となった。

(2) 収蔵庫の被害

地階にあった9つの収蔵庫も浸水し、収蔵品にも浸水の被害を確認した。

文化財等災害対策委員会設置要領

平成 25 年 6 月 14 日
文化庁長官決定
平成 30 年 10 月 1 日
改 正

1 設置

非常災害に備えて、文化財の救出、修復等の方針を検討するため、文化庁に文化財等災害対策委員会を設置する。

2 構成

文化財等災害対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

委員長	審議官
副委員長	文化財鑑査官
	政策課長
	文化資源活用課長
	文化財第一課長
	文化財第二課長
	企画調整課長
	その他委員長が指名した者

3 任務

(1) 平常時

- ① 東日本大震災発生後に実施された文化財レスキュー事業及び文化財ドクター派遣事業その他文化財に関する救援等の活動を検証する。
- ② 文化財の防災及び減災のための対応方策を検討するとともに、関係団体と情報を共有する。
- ③ 非常災害発生時における文化財の迅速な救援及び修復、その他必要な措置を効率的かつ効果的に実施するための方策を検討する。

(2) 非常災害発生時

- ① 地方公共団体の要請に応じて、文化財レスキュー事業又は文化財ドクター派遣事業、その他必要な事業の実施を決定する。
- ② 文化財レスキュー事業又は文化財ドクター派遣事業、その他必要な事業を実施する場合において、関係団体等の協力を求める。

4 庶務

文化財等災害対策委員会の庶務は、関係課の協力を得て、文化資源活用課において処理する。

文化財等災害対策委員会委員名簿

委員長	杉浦 久弘	審議官
副委員長	豊城 浩行	文化財鑑査官
委員	高橋 宏治	政策課長
委員	榎本 剛	企画調整課長
委員	伊藤 史恵	文化資源活用課長
委員	田村 真一	文化財第一課長
委員	岡本 任弘	文化財第二課長
委員	山下 登	国立文化財機構事務局長
委員	岡田 健	国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室長

被災した博物館等への技術的支援事業の実施について

令和元年10月21日

文化庁文化財等災害対策委員会決定

災害時において被災した博物館等の所蔵品の毀損等に対する対応については、設置者自身の努力や自治体間での連携協力体制の中で実施できるところもあるが、しかしながら、この度の台風19号等の大規模な自然災害が続いて発生するような場合は、被災の規模等によっては設置者や自治体間の努力のみでは対応が難しく、国の技術的支援等が必要となってくる。

こうした場合、被災の規模や復旧の困難度などを考慮し、国の専門性をより機動的に活かすためにも、当面、以下の1から3のすべてを満たす場合を国の技術的支援事業の対象として優先的に支援・助言を実施する。ただし、1から3までにかかわらず、考慮すべき特別な事情があると本委員会が認めた場合にはこの限りではない。

また、独立行政法人国立文化財機構の下に設置されている文化遺産防災ネットワーク推進会議のネットワークを活用する観点から、具体の支援にあたっては、必要に応じて本委員会から国立文化財機構に対して協力要請を行う。

記

1. 激甚災害法に基づく激甚災害指定や災害救助法の適用があるなど、相当程度の被害があった地域であること。
2. 被害があった博物館等の所蔵品の救出等に当たり、国の専門性が求められること。
3. 被害があった博物館等の所蔵品が多数であり、かつ、所蔵品に係る分野が複数にまたがり、多種多様であること。